

名古屋市東谷山フルーツパーク指定管理者 募集要項

平成29年6月

名古屋市 緑政土木局

目 次

はじめに	1
1 管理運営業務の対象となる区域及び施設	1
2 管理運営方針	3
3 指定管理業務の内容	4
4 自主事業	5
5 応募資格	7
6 管理の基準	8
7 指定期間及び管理経費	1 2
8 指定管理者と名古屋市の責任分担	1 5
9 応募方法	1 7
1 0 応募に関する留意事項	1 9
1 1 選定方法	2 1
1 2 スケジュール（予定）	2 3
1 3 協定の締結	2 4
1 4 その他	2 5
1 5 問合せ先	2 6

はじめに

名古屋市は、市民への農業の普及啓発を目的とし、都会で生活する市民が緑豊かなフィールドで農とふれあいながら農業とその大切さを学ぶ農業公園として、「野菜と畜産」をテーマにした名古屋市農業センター、「果樹」をテーマにした名古屋市東谷山フルーツパーク、「水稻と花」をテーマにした名古屋市農業文化園の3つの施設を設置し相互連携を図っています。

このうち、名古屋市東谷山フルーツパークは守山区の北東端、市内最高峰の東谷山（海拔198.3m）の南西山麓の市内でも屈指の豊かな自然に囲まれたところに位置し、果樹栽培の技術等の研究及び指導を行うとともに、市民に自然に恵まれたレクリエーションの場を提供することを目的に、「名古屋市東谷山フルーツパーク条例」に基づいた農業公園として昭和55年に開園しました。園内には約90種類の熱帯、亜熱帯の果樹を栽培する世界の熱帯果樹温室、15種類の果樹園、果物を紹介したり企画展示を行うためのくだもの館の他、レストハウス、フィッシングコーナー等があります。近年はシダレザクラの名所として知られるようになり、毎年ヤエベニシダレが咲きそろそろ頃には遠く県外からも来園があります。また、周囲には国指定史跡の志段味古墳群があり、平成27年度から「歴史の里」の整備が進められています。

今回の募集にあたり、農業公園としての使命を達成するため、民間事業者の持つノウハウの積極的な活用を目指し、次の3つの仕組みを導入します。

- ・世界の熱帯果樹温室の観覧料と駐車場の駐車料金に利用料金制を導入します。
- ・指定管理期間を10年とすることで、魅力向上のための施設設置への投資を容易にします。
- ・農業公園としての施設の特性を活かした、幅広い自主事業の提案を事業者から求めます。

以上のことを踏まえて、名古屋市東谷山フルーツパーク条例(昭和55年条例第33号)第8条第1項の規定により、東谷山フルーツパークの管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

1 管理運営業務の対象となる区域及び施設

(1) 管理区域

管理運営業務の対象となる区域は、別添「管理区域図」に示すとおりとします。

(2) 施設概要

名 称	名古屋市東谷山フルーツパーク	
所 在 地	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2110番地の353	
敷地面積	124,610.3㎡（池の面積 17,084㎡を含む）	
施設概要	ア 建 物	
	本館（RC造・2棟）	775.8㎡
	レストハウス（鉄骨造・平屋建）	318.1㎡
	くだもの館（鉄骨造・平屋建）	658.6㎡
	世界の熱帯果樹温室(鉄筋アルミ枠・2階建) 1,	326.0㎡
	育成温室（平屋建）	104.0㎡
	フィッシングコーナー管理棟	15.5㎡
	休憩所	152.8㎡

作業舎	174.6 m ²
農機具舎	162.0 m ²
ボイラー室、機械室、トイレ等	

イ 果樹園

ウメ園	3,880 m ²
ビワ園	230 m ²
スモモ園	270 m ²
アズキ園	320 m ²
モモ園	2,610 m ²
リンゴ園	1,830 m ²
ナシ園	4,410 m ²
クリ園	1,940 m ²
カキ園	2,500 m ²
カリン園	60 m ²
ミカン園	770 m ²
キウイ園	710 m ²
イチジク園	820 m ²
ブドウ園	840 m ²
ブルーベリー園	1,150 m ²

ウ 修景施設

日本庭園	4,450 m ²
四季の花園	6,410 m ²
ロックガーデン	670 m ²
芝生広場	4,450 m ²
憩いの広場	3,500 m ²
自然林	6,300 m ²
花壇	1,200 m ²
ながれ	712 m
噴水・シンボルタワー・彫刻	各1基
シダレザクラ等	約1,000本

エ その他施設

連絡橋「しだれ橋」	1橋
駐車場（5箇所・約840台収容）	41,647 m ²
トイレ	8箇所
水飲み・手洗い場	7箇所
傘型休憩所	13箇所
パーゴラ	5箇所

遊具施設 1式

オ フィッシングコーナー

石ひろい池（1） 8, 228㎡

石ひろい池（2） 8, 856㎡

カ 東谷山散策路・展望台

散策路 幅員約1.8m、延長約750m

展望台（3層式） 高さ5m×縦3.6m×横3.6m

2 管理運営方針

以下の方針に従い、管理運営を行っていただきます。

（1）めざす東谷山フルーツパークの姿

果樹をテーマとした農業公園として『農』の情報発信、『農』の振興・支援、レクリエーションの場の提供の「3つの使命」を果たし、魅力ある施設をめざします。

（ア）『農』の情報発信

農業公園は、果樹園などの施設を有し、単に見るだけではなく体験するなど、幅広く情報発信を行うことができる場であることから積極的にその役割を担っていく。

（イ）『農』の振興・支援

「農」の担い手（農家）から「農」の参加者（家庭菜園レベル）まで「農」に携わる市民を応援する。

（ウ）レクリエーションの場の提供

「農」に限らず、さまざまな楽しみ方のできる市民の憩いの場を提供する。

※「農」とは、農業という産業的役割だけでなく、多くの人の営みや暮らしなどの基盤としての役割という幅広い意味を含めたものとして表しています。

農業は、古来より自然環境に働きかけ、動植物を飼育・栽培して糧（かて）を得る「業（なりわい）」として営まれてきており、自然環境の保全や生活・文化の形成などの幅広い価値の創造と深いつながりがあるためです。

（2）維持管理方針

植物の管理については、各植物の特性に配慮したうえで、必要な管理を行います。東谷山フルーツパークのテーマの中心となる世界の熱帯果樹温室・果樹園は、3つの使命を果たすための重要な施設と位置づけます。また、果樹園は収穫体験等利用者に楽しみながら農にふれあえる施設として適切な管理を行います。世界の熱帯果樹温室については、古墳を模したシンボリックな形をしており、周辺で進められている歴史の里事業との連携など地域の魅力アップツールとしても活用します。

また、東谷山フルーツパークのシダレザクラは、名古屋市の桜の名所の一つとして維持管理していきます。

施設や設備については、来園者が快適かつ安全に利用できるよう、各種施設の位置、機能、

特性を十分に把握したうえで、常に清潔に保ち、また、機能を正常に保持するために、適正な管理と保守点検を行います。

(3) 運営管理方針

農業公園の3つの使命に則し、経営的視点に立った管理運営手法を積極的に導入することで、創意工夫のある企画や質の高いサービスの提供を図り、来園者が満足できるような管理運営を行います。

常に来園者の声を聴取し反映できるものは積極的に取り入れ、周辺地域との連携、市民・企業等とのパートナーシップを推進します。また、市内の農業公園である名古屋市農業センター及び名古屋市農業文化園との連携を図ります。

3 指定管理業務の内容

指定管理者は、「2(2) 維持管理方針」に従い、以下の業務を行うこととします。業務の詳細については、別添の業務仕様書及び特記仕様書で示します。特に、施設・植物などの維持管理については名古屋市の示す「年間維持管理水準表」「年間維持管理計画表」を基本とし、どのように管理していくのか、独自の提案をしてください。

詳細は以下の通りです。

(1) 「果樹」の普及・啓発に関すること

- ア 果樹栽培技術の普及・啓発
- イ 「果樹」に関する情報収集と広報・発信
- ウ 講習会の広報・案内・受付・実施等
- エ 展示会の広報・案内・実施等
- オ 催事の広報・案内・実施等
- カ 園芸相談
- キ 市民との協働事業の実施

(2) 施設の維持管理業務に関すること

- ア 基本管理
- イ 果樹園の維持管理
- ウ 世界の熱帯果樹温室・育成温室の維持管理
- エ 修景施設・その他施設の維持管理
- オ 建物や設備等の維持管理と簡易な補修
- カ フィッシングコーナーの維持管理
- キ 東谷山散策路・展望台の維持管理
- ク 駐車場の維持管理

(3) 世界の熱帯果樹温室の管理運営及び利用料金の徴収に関すること

- ア 受付対応・誘導
- イ 観覧券の作成・管理
- ウ 利用料金の徴収及び管理
- エ 利用料金の減免に関すること

(4) 駐車場の管理運営及び利用料金の徴収に関すること

- ア 施設周辺道路の渋滞対策及び駐車場への車両誘導

- イ 利用料金の徴収及び管理
- ウ 利用料金の減免に関する事
- (5) 緊急時対応に関する事
 - ア 災害発生時対応に関する事（避難所の開設及び管理を含む）
 - イ 事故等緊急時対応に関する事
- (6) 生産物の売払い事務に関する事
- (7) 広報業務に関する事
- (8) 「食育」に関する事
 - ア 地産地消に関する事
 - イ 食農教育に関する事
- (9) その他の業務に関する事
 - ア 名古屋市等関係機関との連絡調整等日常業務
 - イ 苦情等への対応
 - ウ 放置自転車の取り扱い
 - エ 拾得物の取り扱い
 - オ 農業公園適正利用指導の業務
 - カ 不法投棄の取り扱い
 - キ 放置自動車についての対応
 - ク 管理報告書の作成及び保管
 - ケ 事業計画書、事業報告書等の提出に関する事
 - コ 自己評価の実施
 - サ 指定管理者による管理運営についての表示
 - シ 備品等の保守管理・点検
 - ス 緊急地震速報に関する事
 - セ 名古屋市が実施する事業への協力
 - ソ その他資料の作成等、名古屋市が求める事項等

※別紙事業計画書の様式9、11～16により、施設の管理運営について具体的な提案を記述してください。

4 自主事業

集客や施設の魅力向上のため、イベントの開催や自動販売機の設置をはじめ来園者へのサービス向上につながるレストハウス・売店、収穫が楽しめる果樹園の設置運営、フィッシングコーナー等、施設の利用増進、活性化につながる自主事業を提案してください。

提案内容については、名古屋市と協議し、農業公園にふさわしいかどうかの視点をもとに、運営その他支障の有無を確認し可否を決定することとします。

自主事業により得た収益は指定管理者の収入となります。ただし、自主事業に要する経費（光熱水費等含む）に名古屋市が支払う指定管理料をあてることはできません。また、財産の使用にあたっては、名古屋市財産条例、名古屋市公有財産規則及び名古屋市公有財産使用許可及び貸付事務取扱要綱に基づく契約が必要です。その場合、法令等に定める使用料等が必要になることがあります。

また、自主事業の提案にあたって収益が見込まれる場合、その収益の一部を名古屋市又は来園者に還元する方法についても併せて提案してください。

詳しくは業務仕様書「2 自主事業」をご覧ください。

※別紙事業計画書の様式 17 により、自主事業について具体的な提案を記述してください。

(1) レストハウス・売店の営業

レストハウス及びくだもの館内売店については、特に来園者から施設の充実と魅力向上を求められるものであり、メニュー等については東谷山フルーツパークのテーマである「果物」をコンセプトとした提案をしてください。提案を実現するための改修改築もできます。改修改築の提案が認められた場合、当該改修改築にかかる費用は指定管理者の負担になります。

なお、貸付は借地借家法に定める定期建物賃貸借契約によるものとし、契約期間終了後更新はしません。貸付料と貸付面積については次表を参考に提案してください。貸付面積については、施設の使用状況により一部対象面積外とする場合もあります。

エリア名	用 途	最低貸付料
レストハウス	飲食店 (318.1 m ² 以内)	年額 6,515 円/m ²
くだもの館 売店エリア	売店 (336.0 m ² 以内)	年額 8,832 円/m ²

※この他、営業に伴う光熱水費等は、指定管理者が負担してください。

(2) 収穫が楽しめる果樹園の設置運営

名古屋市が指定したエリア（約 700 m²）において、「農」とふれあう機会を増進する提案をしてください。来園者が 1 年を通して収穫体験を楽しむことができるように、例えば、指定管理者が新たに果樹を植栽したり、ビニールハウスを設置し、イチゴ、パイナップル、パパイヤ、ミカン等を栽培し収穫が楽しめる果樹園を運営することが可能です。

なお、果樹園の設置は、借地借家法に定める定期借地権契約によるものとし、契約期間終了後更新はしません。貸付料については最低貸付料を参考に提案してください。

用 途	最低貸付料 (700 m ² /年)
果樹園	13,533 円

※この他、施設運営に伴う光熱水費や付帯工事費等は、指定管理者が負担してください。

(3) フィッシングコーナーの運営

物品販売及び釣具貸出しの営業を行うことができます。家族連れの利用者層が多いことから、家族が楽しく釣りを楽しめるような営業やイベントの企画を提案してください。提案を実現するための管理室の改修改築やその他施設の新築もできます。改修改築や新築の提案が認められた場合、当該施設にかかる費用は指定管理者の負担になります。

なお、貸付は借地借家法に定める定期建物賃貸借契約によるものとし、契約期間終了後更新はしません。貸付料と貸付面積については次表を参考に提案してください。貸付面積につ

いては、施設の使用状況により一部対象面積外とする場合もあります。

エリア名	用途	最低貸付料
フィッシングコーナーの 管理室	釣具貸出・売店 (15.5 m ² 以内)	年額 14,291 円/m ²
フィッシングコーナー	飲食店・休憩所など	年額 2,600 円/m ²

※この他、営業に伴う光熱水費等は、指定管理者が負担してください。

(4) イベントの実施

4月の「シダレザクラまつり」、ゴールデンウィークの「トロピカルフルーツフェア」、10月の「秋のフルーツフェア」は恒例の3大イベントとして定着していますので、引き続き同様のイベントの開催について提案してください。

これらに加え、来園者が参加・体験・体感しながら「果物」や「農」とふれあえるような参加型イベントを、企画・提案することも可能です。

(5) 自動販売機

施設の運営管理に支障のない範囲で来園者の便益に供するため、自動販売機の設置が可能です。なお、設置は借地借家法に定める公有財産一時使用契約によります。貸付料については最低貸付料を参考に提案してください。

用途	最低貸付料 (1基/月)
屋外に自動販売機を設置する場合	400 円
屋内に自動販売機を設置する場合	900 円

※この他、営業に伴う光熱水費等は、指定管理者が負担してください。

※自動販売機その他の営業施設の設置及び撤去は指定管理者が行い、その費用は指定管理者が負担してください。

(6) その他

展示会・講習会については指定管理業務として定めるもの以外に自主事業として開催することができます。

東谷山フルーツパークの3つの使命が達成できる魅力に富んだ自主事業等の提案を期待します。

その他自主事業の運営にあたり、施設を設置する場合は名古屋市財産条例、名古屋市公有財産規則及び名古屋市公有財産使用許可及び貸付事務取扱要綱に基づく契約が必要です。その場合の最低額については別途おたずねください。

5 応募資格

(1) 応募者の資格

応募者は、法人またはその他の団体（以下、「法人等」といいます。）、もしくは複数の法人等によるグループとし、個人での応募は受け付けません。複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、代表法人等を定めてください（他の法人等は、当該グループの構成団体

とします)。なお、複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、グループを構成して応募した理由・管理体制・役割分担等を応募書類の事業計画書に明確に記述してください。

次に該当する法人等は、応募資格を有しません。また、次に該当する法人等が構成団体となっているグループも応募資格を有しません。応募資格を有しないものの行った提案については無効とします。

ア 破産者で復権を得ない者。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者。

オ 名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止を受け、当該指名停止期間を経過していない者。

カ 最近の2年間に於いて、法人税、法人市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある者。

キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により名古屋市又は他の地方公共団体から指定の取り消し処分を受けてから2年を経過しない者。

ク 労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除きます。）を受けてから1年を経過しない者。

ケ 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は清算の手続きに入っている法人。

コ 「名古屋市が行う契約からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公の施設の指定管理者の指定からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（19総行経第9号）に基づく排除措置を受けている者。

※指定管理者の選定にあたり、暴力団関係事業者であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。また、指定管理者に指定された後に、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部長から排除の要請があった場合には、原則として指定の取消しを行います。

（2）応募条件

単独で応募した法人等は、グループで応募する場合の構成員となることはできません。また、同時に複数のグループの構成員となることはできません。

（3）グループ応募の構成員の変更

グループ応募の場合、代表する法人等及びグループを構成する法人等の変更は原則として認めません。ただし、グループを構成する法人等については、業務遂行上支障がないと名古屋市が判断した場合に限り、変更を認めることがあります。

6 管理の基準

（1）関係法令の遵守及び利用者の安全性・快適性を考慮した管理運営

関係法令（名古屋市東谷山フルーツパーク条例及び同施行細則（昭和55年名古屋市規則第59号）、名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第5号）、地方自治法、地方自治法施行

令ほか行政関連法規、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、労働基準法、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）ほか労働関係法規、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、その他関係法令等を遵守し、施設利用者の安全性及び快適性を考慮した管理運営を行ってください。

（２）業務の委託

指定管理者は、指定管理業務の全部又は主たる部分を再委託することはできません。ただし、指定管理者が直接処理することが困難な場合又は委託することが本業務の遂行上合理的と認められる場合で名古屋市の承認を受けたもの（主たる部分は除きます。）については、この限りではありません。

（３）指定管理業務の執行体制に関する事項

指定管理者は、次の諸規定及び執行の体制を整備し、指定管理業務を適切に執行してください。

ア 管理運営体制

指定管理業務の遂行にあたっては、次のとおり人員を配置してください。

（ア）配置した人員のうち、1 人は所長（総括責任者）とすること。所長は、専任とし正規の職員に限ること。

（イ）果樹栽培の維持管理水準を確保するために、知識経験が豊富な人員、果樹の相談業務を行うことができる専門知識を有する人員を複数常駐させること。

（ウ）世界の熱帯果樹温室には、受付・利用料の徴収・接客等、必要な資質を備えた者を配置し、責任を持って入館者の質問等に対応できるようにすること。

（エ）災害が発生した場合又は災害が発生する恐れがある場合には、運営時間外であっても名古屋市の指示に従える体制をとること。また、緊急時及び災害時における対応については、名古屋市の指示によるほか、管理区域内の点検・対策等について実施すること。

（オ）甲種防火対象物の防火管理者を配置すること。

※現在の管理運営体制については「参考資料」を参照してください。

イ 情報の保護・管理

指定管理者には、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）第12条の規定及び名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第64条第2項の規定により、情報の保護及び管理のために必要な措置を講ずる義務が課せられます。

なお、その具体的内容である個人情報の開示、情報の保護及び管理、情報漏えい時の公表等に関する事項については、名古屋市と締結する協定中に定め、これを遵守していただきます。

ウ 守秘義務

指定管理者は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならないものとします。指定管理業務を行う指定期間が終了した後も同様とします。

エ 区分経理・会計体制の確立

会計帳簿を整備し、区分経理・会計体制を確立し、適正な公金管理を行ってください。また、手持現金の取り扱いに係る規定を整備し、事故防止体制を整えるものとします。

オ 備品等の管理

(ア) 備品の貸付及び使用

- a 名古屋市は、本業務の遂行に必要な現行の備品を、無償で指定管理者に貸付し、指定管理者はそれを使用することができます。
- b 本施設の管理運営に支障をきたさないように、随時、貸付備品の保守管理・点検を行ってください。備品等に破損、不具合等が生じた場合には、速やかに名古屋市に報告してください。
- c 貸付備品が、経年劣化等により本業務の実施に供することができなくなった場合には、指定管理者は、名古屋市との協議により、当該貸付備品に代わる備品を購入その他の方法により調達することができます。
- d 指定管理者は、故意又は過失により貸付備品をき損、滅失したときは、名古屋市との協議により、相当の代金を自己の費用で弁償し、又は当該貸付備品と同等の機能及び価値を有する備品を自己の費用で購入その他の方法により調達しなければなりません。
- e 指定期間終了後、貸付備品は名古屋市に返還していただきます。
※貸付予定備品については、別添「参考資料」を参照してください。

(イ) 取得した備品の帰属等

指定管理者は、名古屋市との協議により、本業務の実施に必要な備品を指定管理料で購入できるものとし、当該備品の所有権は名古屋市に帰属するものとします。これらの備品の使用及び管理には、(ア)の貸付備品とみなし、これと同様に扱うものとします。

そのほか、指定管理者は、名古屋市との協議により、指定管理料以外の経費で備品を購入その他の方法により調達し、当該備品を本業務の実施に供することができます。ただし、指定期間の満了時には、指定管理者が自己の責任と費用で、当該備品を撤去してください。

(ウ) 車両について

業務に必要な車両は指定管理者が準備してください。その車両にかかる税、保険料及び点検等の経費は、指定管理者の負担とします。また、その維持管理については、随時、保守管理・点検を行ってください。

カ 環境配慮体制

指定管理者は、環境に配慮した取組みをしてください。

キ 災害・事故への対応

(ア) 災害等への対応

a 予防段階

指定管理者は、災害等に備えて、防災・災害対応マニュアルを名古屋市との協議によりあらかじめ作成し、名古屋市に提出するとともに、従事員への周知徹底及び必要な研修・防災訓練等を実施してください。

また、名古屋市及び警察・消防・医療機関等の関係機関（以下「関係機関」といいます。）との情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制を構築するとともに、施設・設備等の日常的な点検を徹底し、危険箇所の把握を行ってください。

b 発生時又は発生する恐れがある段階

指定管理者は、施設の供用時間内外に関わらず、迅速に非常配備体制を確立するとと

もに、利用者の安全確保・避難誘導及び施設の保全・復旧作業を行ってください。

また、災害等の影響を早期に除去すべく適切な処置を行い、発生する損害、損失及び費用を最小限にするよう努めてください。

指定管理者は、災害等の発生時においては、状況の把握に努め、直ちに名古屋市に報告するほか、関係機関や地域団体等とも協力して対応にあたってください。また、名古屋市が名古屋市地域防災計画に基づいて行う災害応急活動等に協力してください。

なお、東谷山フルーツパークは指定緊急避難場所として指定されているので、被災時には地域防災活動への協力など対応していただきます。

(イ) 事故への対応

a 予防段階

指定管理者は、事故の発生時等に備えて、救急対応、応急処置、医療機関・家族への連絡など、対処方法を明記した事故対応マニュアルを名古屋市との協議によりあらかじめ作成し、名古屋市に提出するとともに、従事員への周知徹底及び必要な研修を実施してください。

また、名古屋市及び関係機関との情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制を構築するとともに、施設・設備等の日常的な点検を徹底し、危険箇所の把握を行ってください。

b 発生時又は発生する恐れがある段階

指定管理者は、直ちに現場へ急行し、利用者の安心・安全を第一に、応急処置など迅速な対応を行うとともに、直ちに関係機関に通報及び名古屋市に報告するほか、名古屋市と協力して原因究明にあたることとします。

(4) 利用者満足度等の把握

指定管理者は、本施設の特性や運営形態等に応じて、利用者満足度調査等により、利用者の意見を聴取するとともに、その結果を分析し、名古屋市に報告してください。

また、名古屋市が必要と認める場合には、その結果等について全部又は一部を指定管理者により公表してください。

(5) 自己評価の実施

指定管理者は、利用者満足度調査等の結果等を参考に、毎年度、自己評価を実施し、名古屋市に報告してください。

(6) 名古屋市による業務評価等の実施、公表

名古屋市は「指定管理者評価会」を開催し、毎年度、指定管理者の年間を通じた管理運営状況等について評価を行います。指定管理者は指定管理者評価会に出席するとともに、管理運営状況等について報告してください。

また、10年の指定管理期間となるため、5年が経過した翌年度に、当該5年間における実績を総合的に評価する中間評価を行います。

業務評価の結果、指定管理者の管理水準が、名古屋市の要求する管理水準を満たしていないと判断した場合、是正勧告を行います。それでも管理水準の改善が見られない場合、指定

を取り消すことがあります。

名古屋市は毎年度実施した評価の結果、中間評価及び指定期間を通じた総合評価を公表するとともに、次期指定管理者の公募にあたって、審査の対象として活用します。

また、市は指定管理者に対して、適宜、モニタリングを行うものとし、運営状況を調査し、又は財務状況の分かる書類（東谷山フルーツパーク単独のもの）の提出などを求めることができるものとしますので、これに協力してください。

(7) 名古屋市監査委員等による監査

地方自治法の規定に基づき、公の施設の管理運営業務に係る出納その他の事務の執行について、名古屋市監査委員、包括外部監査人又は個別外部監査人による監査の実施が決定された場合には、当該監査に誠実に対応し、また、監査結果に指摘事項等があった場合には、速やかに改善等を図ってください。

(8) 暴力団の施設利用における措置

本施設が暴力団の活動により利用されることにより、当該暴力団の利益になると認められるとの疑義がある場合は、名古屋市の担当部署を通じ、利益になる利用であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。

その結果、利益になる利用であるとの回答又は通報があった場合には、原則として指定管理者において、利用の不許可処分を行うこととします。

(9) 障害者差別解消に係る配慮

指定管理者は、管理業務を行うにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成 28 年 1 月策定）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行ってください。

7 指定期間及び管理経費

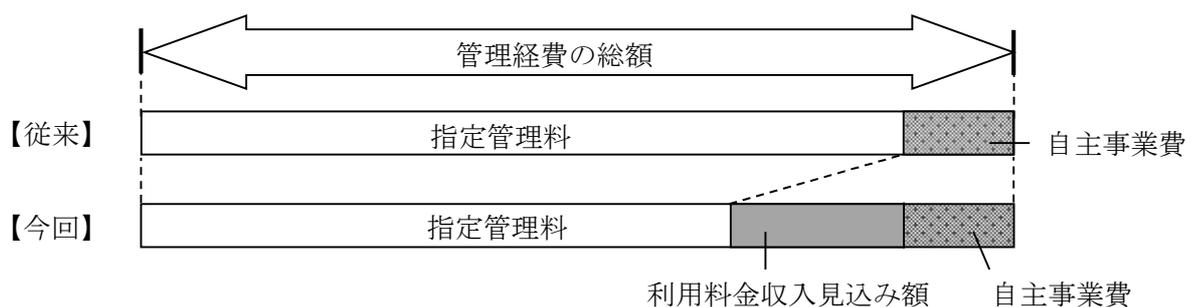
(1) 指定期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 40 年 3 月 31 日までの 10 年間

(2) 管理経費

ア 指定管理業務に係る経費（以下、「指定管理料」といいます。）

指定管理料の算定に当たっては、人件費、消耗品費、備品購入費等、光熱水費（自主事業に係る光熱水費は含めない）、清掃費、建物管理費、植物管理費、設備保守点検費、修繕工事費、租税公課など必要な経費を計上し、利用料金収入見込み額を差し引いて算出し提案してください。その他の自主事業による収益等を、指定管理業務にかかる経費に還元していただくことも可能です。



名古屋市は指定管理料について、事業計画書及び収支計画書において提示のあった金額を参考に、会計年度（4月1日から3月31日まで）毎に指定管理者と協議を行い、各年度協定書において予算の範囲内で支払います。なお、各年度終了時において、指定管理料に過不足が生じて、原則として精算はせず、年度協定書で決定した額は、特段の事情がない限り変更しないこととします。

また、利用料金収入に増減があった場合であっても、原則、指定管理料の増額又は減額はしません。

ただし、次の場合には、指定管理料に生じた当該余剰額を名古屋市に返還するものとします。

- (ア) 指定管理業務が年度当初の計画どおり実施できずに指定管理料に余剰が生じたとき。
- (イ) 指定管理者が指定管理業務として行うべき修繕を行わなかったとき。

◆これまでの名古屋市の本施設に関する指定管理料の支払い実績、指定管理者が指定管理料から支出した光熱水費及び修繕工事費の実績を示しますので、計画書作成の参考にしてください。

下表に示す、指定管理料支払い実績は、従来の指定管理料であり、新たに見込まれる利用料金収入は考慮してありませんのでご注意ください。

◆本施設の修繕工事費（税込価格）の年間最低執行額は **810 万円** とします。修繕工事費は、**年間最低執行額を下回ることはできません。**

○指定管理料支払い実績等

(金額単位：千円)

年 度		指定管理料 支払い実績	指定管理料から 支出された光熱水費	指定管理料から 支出された修繕工事費
第 2 期	平成22年度	158,185	23,185	4,667
	平成23年度	158,185	24,428	6,692
	平成24年度	158,185	24,941	10,971
	平成25年度	158,185	23,858	4,444
第 3	平成26年度	155,059	24,531	5,165
	平成27年度	155,059	21,039	8,544

期	平成28年度	155,059	17,730	10,533
---	--------	---------	--------	--------

※指定管理料の積算にあたっては、現行の消費税率（8%）を基に算定し、提示額（税込価格）としてください。消費税率の改正があった場合は、各年度協定に定める指定管理料の額の決定時に、当該年度に適用すべき税率で算定を行ったうえ協議の対象額とします。

イ 自主事業にかかる経費

「自主事業」にかかる経費（自主事業にかかる光熱水費を含みます。）には、指定管理料を充てることはできませんので、指定管理者自らが負担してください。

ウ 利用料金制度

世界の熱帯果樹温室及び駐車場では、地方自治法第244条の2第8事項に定める利用料金制度を平成30年4月1日から導入します。

利用者が支払う世界の熱帯果樹温室の観覧料及び駐車場の駐車料金（特定イベント開催時）はすべて指定管理者の収入とします。利用者のニーズに応じた料金設定、多様なサービスの提供を提案してください。

指定期間中に自然災害などの発生、賃金・物価水準の大幅な変動その他止むを得ない事由による場合、名古屋市と指定管理者の協議のうえ利用料金の額の見直しなど行うことができるものとします。

（ア） 利用料金の額

利用料金の額は、名古屋市東谷山フルーツパーク条例別表の金額を基準とし、同条例第3条第2項に定める範囲（上下3割以内）で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めることができます。

<別表>

施設の名称	利用料金の基準額		
	個人	団体（30人以上）	定期観覧券（1年券）
世界の熱帯果樹温室	300円	240円	1200円
駐車場	1台1回		
	大型自動車	1,200円	
	普通自動車	500円	
	自動二輪車及び原動機付自転車	150円	

（イ） 利用料金の減免等

現行の名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則第5条に基づき、利用料金の減免手続きを行ってください。

◆過去3年間の世界の熱帯果樹温室の使用料収入及び入場者数、また、駐車場使用料収入及び駐車台数は次表を参照してください。

年 度	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
東谷山フルーツパークの 総入園者数	520,078 人	483,182 人	538,245 人
「世界の熱帯果樹温室」の 入館者数	39,552 人	39,835 人	38,286 人
「世界の熱帯果樹温室」の 観覧料収納実績	6,482,580 円	6,178,680 円	6,039,500 円
駐車場使用料収納実績	11,689,250 円	9,135,350 円	9,979,500 円
有料時駐車場使用台数	23,979 台	18,886 台	20,693 台

エ 管理口座

(ア) 管理運營業務にかかる指定管理者の経費及び収入は、法人等自身の口座とは別の口座で管理してください。

(イ) 自主事業にかかる経費及び収入は、(ア)の口座とは別の口座で管理してください。

オ 定期観覧券（1年券）の取扱い

平成30年4月1日以降、通用期間が残存している定期観覧券（1年券）は、引き続き有効期間のあるものとして取り扱い、有効期限まで使用できるものとします。また、指定管理期間終了日を越えて有効期限のある定期観覧券は、次期指定管理者と協議して取り扱いを決めてください。

カ 愛知用水の使用について

現在、園内の灌水施設は主に愛知用水を使用しており、指定管理者の契約で、指定管理料から、愛知用水経常賦課金 426,602 円、愛知用水第二期事業等建設負担金 41,386 円（平成28年度実績）を支払っています。継続で使用する場合は、提案額に含めて提案してください。

8 指定管理者と名古屋市の責任分担

(1) 責任分担

名古屋市と指定管理者の責任分担は、次に示す「責任分担表」のとおりとします。

なお、名古屋市と指定管理者の責任分担に疑義がある場合、又は責任分担表に定めのない責任が生じた場合は、名古屋市と指定管理者が協議のうえ、責任分担を決定するものとします。

責任分担表（凡例：◎…主たる責任のある項目、○…主ではないが責任のある項目）

項 目	指定管理者	名古屋市
運営の基本的な考え方	◎	○ 条例・規則事項
広報	◎	○ 名古屋市広報関係
施設の管理運営	◎	
施設の物品管理	◎	
施設の法的管理	○ 連絡調整等に関する事	◎ 許可に関する事
苦情等対応	◎	○
事故・事件対応	◎	○
施設の修繕等	◎ 1箇所あたりの修繕工事費 (税込価格)が250万円を超えないもの(※注)	○ 左記以外のもの
災害復旧	○ 応急復旧の実施	◎
管理瑕疵	◎	
損害賠償保険等への加入	◎	
包括的責任管理者 (管理瑕疵を除く)		◎
指定緊急避難場所の役割	◎	○ 指示等
指定管理者の行う自主事業	◎	

(注) 本施設の修繕工事費(税込価格)の年間最低執行額は810万円とします。修繕工事費は、**年間最低執行額を下回ることはできません。**

設備等の増減を伴うもの又は30万円を超えるものについては、事前に名古屋市と協議が必要です。また、250万円を超えない工事であっても、年間の総額が年間最低執行額を超える場合は、別途、名古屋市と協議のうえ、分担を決定します。

(2) 損害賠償責任

指定管理者は、本業務の実施にあたり、指定管理者の故意又は過失により、名古屋市又は第三者に損害を与えたときは、指定管理者がその損害を、名古屋市又は第三者に賠償するものとしします。

また、名古屋市は、指定管理者の故意又は過失により発生した損害について、第三者に対して賠償を行った場合、指定管理者に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとしします。

施設内での事故に関する賠償保険については、指定管理者が加入するものとしします。

(3) 電気等の供給

本施設へ供給する電気、水道等の契約は、原則、指定管理者が直接、電気、水道等の供給事業者（以下「供給事業者」といいます。）と締結してください。

9 応募方法

(1) 募集要項等の公開

募集要項は平成 29 年 6 月 5 日（月）から、名古屋市公式ウェブサイトに掲載し公開しています。

(2) 応募説明・施設説明会

募集要項等に関する応募説明会及び指定管理の対象施設について応募・施設見学会を行います。応募には説明会の参加が必須条件となりますので必ず参加してください。説明会の参加には、事前に申し込みが必要です。以下のとおり申し込みをしてください。当日は、募集要項等の資料は配布いたしませんので、名古屋市ホームページから資料を印刷のうえ、持参してください。なお、参加人数は各法人等（グループ）2 名までとします。詳細については別紙「応募説明・施設説明会の案内」を参照してください。

ア 開催日時 : 平成 29 年 6 月 19 日（月）午前 10 時から

イ 開催場所 : 名古屋市東谷山フルーツパーク

（住所）名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2110 番地の 353

ウ 参加申し込み : 参加希望の方は 6 月 16 日（金）正午まで（必着）に、参加申込書（様式 21）を「15 問い合わせ先」まで電子メールにて送付ください。

(3) 参加表明書の受付

指定管理者に応募を予定する方は、指定管理者公募参加表明書（様式 1）及び指定の書類（書類 No. 2～8）（以下「参加表明書等」といいます。）を必ず提出してください。

参加表明書等の提出のない方は指定管理者指定申請書の受付ができませんのでご注意ください。

ア 受付期間 : 平成 29 年 6 月 5 日（月）から平成 29 年 7 月 5 日（水）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付場所 :

（ア）持参される場合

名古屋市農業センターまでお持ちください。

(イ) 郵送される場合

「15 問い合わせ先」の住所まで送付してください。(締切日必着)

(4) 質問事項の受付及び回答方法

ア 質問受付期間 : 平成 29 年 6 月 5 日(月)から平成 29 年 7 月 7 日(金)まで

イ 受付方法 : 質問票(様式 22)に質問事項を記入のうえ、「15 問い合わせ先」まで電子メールにて送付してください。

ウ 質問回答 : 質問に関する回答は、名古屋市公式ウェブサイトにて、平成 29 年 7 月 14 日(金)までに順次回答します。

(5) 指定管理者指定申請書の受付

ア 受付期間 : 平成 29 年 7 月 3 日(月)から平成 29 年 7 月 21 日(金)の午前 9 時から午後 5 時

イ 受付場所 :

(ア) 持参される場合

名古屋市農業センターまでお持ちください。

(イ) 郵送される場合

「15 問い合わせ先」の住所まで送付してください。(締切日必着)

(6) 応募書類等

以下のとおり、必要な書類を提出してください。様式 7~様式 22 は、米マイクロソフト社のワードまたはエクセル(いずれも 2013 以前のバージョン)で作成し両面印刷(カラー印刷可)で簡易な製本(糊・テープ綴、ステープル留め不可。クリップ・ゼムクリップ・ダブルクリップ留め等で製本)としてください。なお、枚数制限がありますのでご注意ください。

また、下表のデータ欄に○がついているものについては、データ(各様式のワード又はエクセルデータ及び書類 No. 2~8、書類 No. 11 をそれぞれまとめた PDF データ)を CD-ROM または DVD-ROM であわせてご提出ください。

参加表明時に提出

	応募書類	様式：枚数制限	データ	提出部数	
				正	副
1	指定管理者公募参加表明書	様式 1 : 1 ページ	—	1	1
2	法人等の概要 1	様式 2 : 2 ページ	○	1	12
3	法人等の概要 2 (グループ応募の場合のみ)	様式 3 : 2 ページ	○	1	12
4	共同事業体協定書兼委任状 (グループ応募の場合のみ)	様式 4 : 1 ページ	—	1	1

5	・定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類） ・法人又は団体のパンフレット	—	—	1	12
6	・応募書類を提出する日の属する事業年度の事業計画書又はこれに類する書類及び過去2か年の事業報告書	—	—	1	12
7	○法人にあつては、 ・登記簿事項証明書 ・過去2年間の、法人税納税証明書、消費税及び地方消費税納税証明書、法人市町村民税納税証明書、固定資産税納税証明書 ・過去3年間の財務報告書（貸借対照表、損益計算書） ○その他の団体にあつては、 ・上記法人必要書類に相当する書類	—	—	1	12
8	財務状況概要	様式5：1ページ	○	1	12
	書類No.2～8のPDFデータ（一つのファイルにまとめること。）		○	—	—

指定管理者指定申請時に提出

	応募書類	様式：枚数制限	データ	提出部数	
				正	副
9	名古屋市東谷山フルーツパーク指定管理者指定申請書	様式6（第2号様式）：1ページ	—	1	1
10	宣誓書	様式7：1ページ	—	1	1
11	事業計画書一式	様式8～20 様式8～14, 16, 18：2ページ 様式15：4ページ 様式17：6ページ 様式19, 20 ：11ページ	○	各1	各12
	書類No.11のPDFデータ（一つのファイルにまとめること。）		○	—	—

選定結果公表後に提出（候補者に選定された団体のみ。募集要項10－（10）参照）

	提出書類	様式・枚数制限	データ	提出部数
12	提案の概要	様式23	○	1

10 応募に関する留意事項

（1）募集要項等の承諾

募集要項及び業務仕様書の記載内容を承諾したうえで、申請書類を提出してください。

（2）接触の禁止

選定委員、本件業務に従事する市職員及び本件関係者に対して、本件応募についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

(3) 複数提案の禁止

本施設への提案は、1 団体につき提案は一つとし、複数の提案はできません。

(4) 提案内容の変更の禁止

申請書類の内容を提出期限後に変更することはできません。

(5) 虚偽の記載をした場合等の対応

応募書類に虚偽の記載があった場合又は応募に際し不正な行為を行った場合は、失格とします。

(6) 追加資料の提出

名古屋市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

(7) 応募の辞退

応募書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

(8) 費用負担

応募に関して必要となる一切の費用は、応募者の負担とします。

(9) 応募書類の帰属

応募書類の著作権は、候補者を決定するまでの間は応募者に帰属し、候補者に決定した後は名古屋市に帰属します。また、選定されなかった団体の応募書類の著作権は、当該団体に帰属します。

(10) 応募書類の取り扱い

応募書類は、理由の如何を問わず、返却いたしません。

また、応募書類は、名古屋市情報公開条例（平成 12 年名古屋市条例第 65 号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、名古屋市が必要と認める場合に、全部もしくは一部を公表することがあります。

なお、候補者に選定された団体は、名古屋市情報公開条例第 7 条第 1 項各号に掲げる非公開情報を除く「提案の概要」（様式 23）を作成し名古屋市に提出してください。名古屋市は名古屋市会（以下「市会」といいます。）において管理者の指定の議決を経たのち、公表するものとします。

(11) 事業計画書記載にあたっての留意点

ア できるだけ具体的に記載してください。

イ 法人等（グループ）において、現在管理している施設がある場合には、その施設におけ

る取組実績等を踏まえて記載してください。

ウ 業務の内容については、募集要項、業務仕様書等を参照してください。

エ 様式に記載された内容について、提案された内容どおりの実施を保証するものではありません。

1 1 選定方法

(1) 選定の手順

ア 資格審査、書類内容の確認及び照会

応募書類提出後、名古屋市の事務局（担当部署）（以下、「事務局」といいます。）において、応募登録事項、応募者の資格、提案された内容が募集要項に従って記載されているか、法令及び募集要項等の禁止事項に該当していないかを審査します。

なお、書類の内容について、事務局から確認・照会等を行う場合があります。

応募資格を有しない者（募集要項5－（1）ア～コ）の提案については無効とし、以降の審査を行いません。

また、提出書類内容に不備や疑義があった場合、募集要項10－（2）又は（5）に抵触した場合などは、提案に事務局が意見を付けたうえで、以後の審査を行います。

イ 選定委員会による選定

名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）に基づき、名古屋市緑政土木局指定管理者選定委員会の農政・東山合同部会（以下「選定委員会」といいます。）を設置し、候補者及び次点候補者の選定を行います。

(ア) 第1次審査（書類審査）

資格審査等において、事務局意見の付いた提案について、選定委員会が失格の是非を判断します。この段階において、失格とされた提案は、以後の審査を行いません。この時点で失格となった応募者には、その旨を通知します。

提案された内容等について、募集要項11－（2）に定める審査項目・審査基準に従い、各委員が書類審査を行い採点します。

【選定方法】

提案者が3者の場合は、各委員の採点と管理実績に対する加（減）点の合計点数が高い順に、1位は3点、2位は2点、3位は1点というように順位点を付け（注）、以下の方法で順位を決定します。

（注）順位点の満点は、提案者数に応じて変動します。例えば、提案者が5者の場合は、1位は5点、2位は4点、3位は3点、4位は2点、5位は1点となります。

- ① 順位点の合計の多い順
- ② 順位点の合計が同じ場合は、1位とした委員の多い順
- ③ 順位点の合計と1位とした委員が同数の場合は、2位とした委員の多い順
- ④ 以上で決まらなかった場合は、委員全員による合議

順位決定方法に従い決定した上位者から、原則2者を第2次審査の対象として選定します。

(イ) 第2次審査（ヒアリング審査）

第1次審査通過者を対象に、あらためてプレゼンテーション及び質疑応答によるヒア

リング審査を行います。ヒアリング審査の日時及び場所は、事務局から連絡します。審査項目、選定方法は第1次審査と同じです。

ウ 選定結果の通知・公表

名古屋市は、指定管理者の候補者（第2次審査の第1位通過者）並びに次点候補者（第2次審査の第2位通過者）を選定したときは、すべての応募者に対して通知します。また、選定結果については、名古屋市公式ウェブサイトへの掲載・市政記者クラブへの資料提供等により、次の①から⑦の内容を公表します。

- ① 選定委員会の開催日時
- ② 選定委員会の委員
- ③ 候補者及び次点候補者として選定された団体の名称
- ④ 申請団体の名称
- ⑤ 選定委員会における審議の議事要旨等（名古屋市情報公開条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報部分を除く。）
- ⑥ 候補者の提案の概要
- ⑦ 各申請団体の総得点及び募集要項で記載した審査項目、審査基準ごとの得点内訳

エ 指定管理者の指定

名古屋市は、候補者との協議が整った後、指定管理者の指定に係る議案について市会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。なお、候補者が指定管理者として管理運営を行うことが困難となる事情が生じた場合は、原則として、名古屋市は次点候補者と協議を行い、当該次点候補者を候補者とします。指定については、名古屋市公報に掲載するとともに、名古屋市公式ウェブサイトでも公表します。

(2) 選定の基準

指定管理者の選定は以下の基準に基づいて行います。

【審査項目】

項 目		審査の主な視点	配点	割合
基 本 事 項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業公園としての役割・特性の把握 ・ 10年間の運営計画・投資計画 ・ 応募者の管理運営能力 	30点	15%
指定管理事業	管理体制及び協働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理運営職員の配置、役割分担 ・ 団体内のサポート、人材育成 ・ 市民、地域、企業等との協働の実績及び今後の方針 ・ 外部関係者との協働等 	30点	15%
	具体的な管理方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設管理の考え方 ・ 植物管理の考え方 ・ 利用者サービス向上の考え方 ・ 「農」に関する取り組み ・ 果樹育成の考え方 	80点	40%

第1次審査 (選定委員会、書類審査)	: 平成29年 8月下旬
第2次審査 (選定委員会、ヒアリング審査)	: 平成29年 9月上旬
名古屋市会における議決	: 平成29年11月市会
指定管理者の指定(告示)	: 平成29年12月下旬
業務引継ぎ	: 平成30年 2月～ 3月
協定の締結	: 平成30年 4月 1日(日)
指定管理者による管理の開始	: 平成30年 4月 1日(日)

1.3 協定の締結

指定管理者の指定後、指定管理業務及び指定管理者提案事業に関し、協定を締結します。

(1) 協定事項

名古屋市の示す管理の基準及び応募書類に基づき、名古屋市と協議のうえ、指定管理者が行う具体的な業務内容を決定し、協定を締結します。

協定には、次の事項を規定するものとします。

ア 総括的事項

協定の趣旨、指定管理者が行う業務の内容、指定期間、事業計画、責任者及び必要な職員の配置に関する事項等

イ 業務の実施体制に関する事項

関係法令等の遵守、利用の事務を行わない日及び窓口受付時間等、業務履行における指定管理者の義務、名古屋市有財産及び名古屋市有物品の使用の承認又は貸付け、業務により取得した物品類の帰属、個人情報の取り扱い等

ウ 業務の実施に関する事項

業務の水準の確保に関する事項(管理運営基準、事務処理要綱等)

エ 指定管理料に関する事項

指定管理料の支払い方法

オ 指定管理者提案事業に関する事項

実施する事業に関する事項、条件等

カ 業務の報告及び監督に関する事項

事業報告書の提出に関する事項、業務の実施状況に関する報告、事故の場合の報告に関する事項、名古屋市による検査・監督に関する事項

キ 指定の取消し及び業務の停止に関する事項

指定の取消し及び管理業務の停止を行う場合、指定の取消し等による損害賠償に関する事項等

ク 指定期間終了に伴う措置に関する事項

原状回復に関する事項、事務の引継ぎに関する事項、財産の処理に関する事項等

ケ その他の事項

権利義務の譲渡の禁止、疑義の決定

コ 協定の実施に伴う細目的事項

サ 報告書等の提出の時期等

(2) 協定が締結できない場合について

指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当することとなったときは、名古屋市はその指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ア 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
- イ 指定管理者としての業務の履行が確実でないと認められる場合
- ウ 著しく社会的信用を失うに至った場合
- エ その指定管理者としてふさわしくないと認められる場合

14 その他

(1) 団体の法人格の変更

団体の法人格が変更（法人格の取得も含まれます。）される場合は、原則として市会の議決を経たうえで再度指定を行います。

(2) 指定の取消し等

ア 指定の取消し及び業務停止命令

指定管理者が名古屋市の指示に従わないとき、その他次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

- (ア) 指定管理者が、条例、規則、協定及び関係法令に違反したとき
- (イ) 指定管理者が、正当な理由なく業務を履行しないとき、又は指定期間中に履行する見込みがないと名古屋市が判断したとき
- (ウ) 指定管理者が、業務の履行にあたり、名古屋市の指示に従わず、又は名古屋市の職員の職務の執行を妨げたとき
- (エ) 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく排除要請があったとき
- (オ) 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難と判断されるとき
- (カ) その他指定管理者が管理を継続することが適当でないと名古屋市が認めるとき

イ 違約金等

- (ア) アに基づき、名古屋市が指定の取消し又は業務停止命令を行った場合は、必要に応じて、指定管理者は当該年度の指定管理料の全部又は一部を返還するとともに、あらかじめ協定書において定められた額を違約金として名古屋市に納付しなければなりません。
- (イ) アに基づき、名古屋市が指定の取消し又は業務停止命令を行った場合は、指定管理者に損害、損失又は増加費用が生じたとしても名古屋市はこれを負担しません。

(3) 疑義の解決

業務の遂行に関し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、名古屋市及び指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(4) 業務の引継ぎ等について

指定期間の終了又は指定の取消しにより、指定管理業務を引き継ぐ必要があるときは、次期管理者が円滑にかつ支障無く業務を遂行できるよう、名古屋市が必要と認める引継ぎ業務を実施しなければなりません。

また、次の指定管理者の選定にあたり、名古屋市の求めに応じ、現地説明、資料の提供その他必要な協力を行ってください。

引継ぎ等に要する費用は、原則として、指定管理者の負担とします。

15 問い合わせ先

〒468-0021 名古屋市天白区天白町大字平針字黒石2872番地の3

名古屋市農業センター

電話番号 052-801-5221 (休園日は留守番電話になります)

E-mail nogyocenter@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

※ 募集に係る問い合わせにつきましては、上記アドレス宛に電子メールにてお願いします。
毎週月曜日（祝日の場合はその翌平日）は休園日です。